

亀岡市総合福祉センター運営委員会

日 時 令和5年2月16日（木）
午前10時～ 正午
場 所 亀岡市総合福祉センター4階講習室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 亀岡市総合福祉センターの事業活動について
- (2) 亀岡市老人クラブ連合会仮拠点としての利用について
- (3) その他

4 閉 会

亀岡市総合福祉センター運営委員会 委員名簿

区分	役職名	氏名
学識経験者	亀岡市自治会連合会幹事	湯浅 豊
	亀岡市社会福祉協議会理事	中島 三羊子
利用者の代表	働く女性の家	岡本 まゆみ
	障害者福祉センター	亀井 智美
	中央老人福祉センター	須知 至
	コミュニティセンター	土佐 佳子
企業及び団体の代表	亀岡市社会福祉施設協議会会長	橋本 健一
	亀岡経済同友会専務理事	松岡 保彦
市及び関係行政機関の職員	京都府南丹広域振興局健康福祉部福祉課長	保城 幹雄
	亀岡市障がい福祉課長	木村 邦彦
	亀岡市高齢福祉課長	松本 久

任期：令和３年９月１日 ～ 令和５年８月３１日（２年間）

○亀岡市総合福祉センター条例

平成17年9月30日

条例第33号

改正 平成24年3月30日条例第12号

平成25年12月14日条例第36号

令和元年6月25日条例第24号

亀岡市総合福祉センター条例（昭和57年亀岡市条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、亀岡市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の設置及び管理運営に関し必要事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 総合福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 亀岡市総合福祉センター

位置 亀岡市内丸町45番地の1

（開館時間及び休館日）

第3条 総合福祉センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 総合福祉センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(1) 火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

（構成）

第4条 総合福祉センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 亀岡市コミュニティセンター

(2) 亀岡市障害者福祉センター

(3) 亀岡市中央老人福祉センター

(4) 亀岡市働く女性の家

(5) 亀岡市勤労青少年ホーム

（平24条例12・一部改正）

（業務）

第5条 総合福祉センターは、市民の連帯感の醸成、障害者、老人、働く女性、勤労青少年の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション又は各種の相談、クラブ活動等市民のふれあいの施設として便宜を総合的に供与することを業務とする。

(平24条例12・一部改正)

(利用者)

第6条 総合福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展のための事業を行う者
- (2) 障害者
- (3) 60歳以上の者
- (4) 勤労女性（市内に勤務先を有する女性を含む。）又は勤労者家庭の女性
- (5) 35歳未満の勤労青少年（市内に勤務先を有する青少年を含む。）

2 市長は、前項各号に定める者のほか、適当と認める者に総合福祉センターを利用させることができる。

(平24条例12・一部改正)

(使用の許可)

第7条 総合福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。総合福祉センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、総合福祉センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の許可の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属施設その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(平24条例12・平25条例36・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的を変更したとき。
- (3) 災害その他不可抗力の事由によって施設が使用できなくなったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(平25条例36・一部改正)

(使用料)

第10条 総合福祉センターの使用料は、別表第1に掲げる額とする。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(平25条例36・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第13条 総合福祉センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が総合福祉センターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

(目的外使用料)

第14条 目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

(平25条例36・一部改正)

(目的外使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等)

第16条 使用者が、総合福祉センターの使用に際し、特別の設備をし、総合福祉センター施設に変更を加え、又は備付けの設備以外の器具を使用しようとするときは、申請と同時に市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第17条 使用者は、総合福祉センターの使用が終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者が故意又は過失により総合福祉センター施設を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平24条例12・一部改正)

(運営委員会)

第19条 総合福祉センターの運営を円滑に行うため、亀岡市総合福祉センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第20条 運営委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市及び関係行政機関の職員
- (3) 利用者の代表
- (4) 企業及び団体の代表

3 運営委員会に専門部会を置くことができる。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第22条 市長は、総合福祉センターの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手続等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年亀岡市条例第4号)の定めるところ

ろによる。

- 3 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第3に定めるとおりとする。
- 4 指定管理者が行う総合福祉センターの管理の基準は、第3条及び第6条から第9条までの規定に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第6条から第10条までの規定、第12条及び第16条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第23条 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第10条から第12条までの規定、別表第1及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

- 2 前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の亀岡市総合福祉センター条例第6条の規定により市長から使用の許可を受けているものについて、改正後の亀岡市総合福祉センター条例第22条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、同条例第7条の規定により指定管理者から使用の許可を受けたものとみなす。

附 則（平成24年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第10条関係)

(平24条例12・平25条例36・令元条例24・一部改正)

総合福祉センター使用料

種別\使用時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
亀岡市コミュニティセンター (1階)	コミュニティホール	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900
亀岡市障害者福祉センター (1階)	会議室	440	550	660	1,650
亀岡市中央老人福祉センター (2階)	教養娯楽室	440	550	660	1,650
	会議室	440	550	660	1,650
亀岡市働く	和室	550	660	770	1,980

女性の家 (3階)	会議室	550	660	770	1,980
	講習室	1,210	1,430	1,760	4,400
	料理実習室	770	880	990	2,640
亀岡市勤労	音楽室	660	770	880	2,310
青少年ホーム (4階)	講習室	770	880	1,100	2,750
	軽運動室	770	880	1,100	2,750
	集会室	440	550	660	1,650

備考

1 市外居住者が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。

2 冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算する。

区分	加算額
冷房	使用料の4割相当額
暖房	使用料の3割相当額

3 特別に使用したガス、電気及び水道の使用料は、別に実費を徴収する。

別表第2（第14条関係）

（平24条例12・平25条例36・令元条例24・一部改正）

区分	単位	金額
団体事務室	1月	42,900円

別表第3（第22条関係）

指定管理者に行わせる業務の範囲
1 総合福祉センター各施設の各種事業の実施に関する業務
2 総合福祉センターの使用に関する付随業務（使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等）
3 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る。）に関する業務
4 その他総合福祉センターの管理に関する業務で市長が必要と認める業務

○亀岡市総合福祉センター条例施行規則

平成18年3月20日

規則第11号

改正 平成23年10月1日規則第27号

平成24年3月1日規則第3号

平成24年3月30日規則第15号

平成26年10月1日規則第20号

令和3年4月1日規則第14号

亀岡市総合福祉センター条例施行規則（昭和58年亀岡市規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 地域住民の連帯意識を高めるため、市民各層を対象として亀岡市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- （1）市民の連帯感の醸成及び余暇の活用のための施設の供与に関する事。
- （2）その他市長が必要と認める事業

第3条 障害者のために亀岡市障害者福祉センター（以下「障害者福祉センター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- （1）生活、健康等の相談及び指導に関する事。
- （2）教養の向上及びレクリエーションに関する事。
- （3）機能回復訓練に関する事。
- （4）職業相談及び就業の援助に関する事。
- （5）その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

第4条 60歳以上の者のために亀岡市中央老人福祉センター（以下「中央老人福祉センター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- （1）生活、健康等の相談及び指導に関する事。
- （2）教養の向上及びレクリエーションに関する事。
- （3）職業相談及び就業の援助に関する事。
- （4）その他市長が必要と認める事業

(平24規則15・一部改正)

第5条 勤労女性及び勤労者家庭の女性のために亀岡市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 職業、家庭及び生活に関する相談並びに指導に関すること。
- (2) 一般教養及び職業家庭、生活技術等の講習会の開催に関すること。
- (3) クラブ活動等の指導、援助に関すること。
- (4) スポーツ、レクリエーション等の指導及び援助並びに余暇の活用のための施設の供与に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

第6条 35歳未満の勤労青少年のために亀岡市勤労青少年ホーム（以下「勤労青少年ホーム」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 各種講座、講習会、講演会、座談会等の開催に関すること。
- (2) 各種の相談及び指導に関すること。
- (3) クラブ活動の育成、指導に関すること。
- (4) スポーツ、レクリエーション等の指導及び援助並びに余暇の活用のための施設の供与に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

(平24規則15・一部改正)

(受付時間)

第7条 亀岡市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の受付時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。

(利用グループの登録)

第8条 条例第6条第1項各号に掲げる者は、利用グループとして登録することができる。

- 2 登録を受けようとするグループは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の登録及び利用グループの活動に関する取扱いは、市長が別に定める。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用グループとして登録したときは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により登録したグループ（以下「登録グループ」という。）について登録簿を調製し、保管するものとする。

(平23規則27・追加、平24規則15・平26規則20・一部改正)

(使用許可の申請)

第9条 条例第7条第1項の規定により総合福祉センターの使用の許可を受けようとする者は、亀岡市総合福祉センター使用許可申請書（別記第3号様式。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の提出期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、登録グループが申請する場合又は市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) コミュニティセンター 使用しようとする日（以下「使用日」という。）前3月から3日まで
- (2) 障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホーム 使用日前1月から当日まで

(平23規則27・旧第8条繰下・一部改正、平24規則15・平26規則20・一部改正)

(使用の許可)

第10条 市長は、条例第7条第1項に規定する使用の許可（以下「使用許可」という。）をしたときは、条例第10条第2項ただし書に定める場合のほか、使用料の納付のあった後、亀岡市総合福祉センター使用許可書（別記第4号様式。以下「許可書」という。）を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付するものとする。

2 前項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長から許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・旧第9条繰下・一部改正)

(使用期間)

第11条 総合福祉センターの施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間を超えて使用することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) コミュニティセンター 5日間
- (2) 障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホーム 3日間

(平23規則27・旧第10条繰下、平24規則15・平26規則20・一部改正)

(使用許可の順位)

第12条 使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益

上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平23規則27・旧第11条繰下)

(使用時間の計算及び延長)

第13条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。

3 使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を直ちに納付しなければならない。

(平23規則27・旧第12条繰下)

(使用内容の変更)

第14条 使用者は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認可否通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

(平23規則27・旧第13条繰下・一部改正)

(申出による使用許可の取消し)

第15条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用許可取消届・使用料還付申請書（別記第7号様式。以下「取消届・還付申請書」という。）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市総合福祉センター使用許可取消承認通知書（別記第8号様式）を交付するものとする。

(平23規則27・旧第14条繰下・一部改正)

(使用料及び目的外使用料の減免)

第16条 条例第11条及び条例第15条の規定により使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除しない。

(1) 使用料の減免

ア 本市が使用する場合 免除

イ 登録グループが使用する場合 3割

ウ 災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

エ その他公益のため使用する場合で、市長が必要があると認めるとき。 3割

(2) 目的外使用料の減免

公益のため特別の理由により使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。
免除

2 前項の規定により、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用料（目的外使用料）減免申請書（別記第9号様式）を使用許可申請書に添付しなければならない。

（平23規則27・旧第15条繰下・一部改正、平26規則20・一部改正）

（使用料の還付）

第17条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。この場合において、当該各号の規定により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できない場合 全額
- (2) 公用又は管理上の都合により使用許可を取り消した場合 全額
- (3) 使用許可の取消しを使用の日前7日までにした場合 5割

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に許可書を添付して市長に提出しなければならない。

（平23規則27・旧第16条繰下）

（遵守事項）

第18条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。ただし、市長が特に許可したものは、この限りでない。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく物品等の展示及び販売をしないこと。
- (4) 許可なく印刷物等の掲示及び配布をしないこと。
- (5) 許可を受けた以外の場所及び器具を使用しないこと。
- (6) 使用施設について後始末、原状回復等を行う場合は、市長の指示に従うこと。
- (7) 入館者に対して次条の規定を守らせること。

(平23規則27・旧第17条繰下)

第19条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 館内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他市長の指示に従うこと。

(平23規則27・旧第18条繰下)

(破損等の届出)

第20条 使用者及び入館者は、総合福祉センターの施設又は附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平23規則27・旧第19条繰下)

(使用終了の届出)

第21条 使用者は、総合福祉センターの使用を終わったときは、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(平23規則27・旧第20条繰下)

(冷暖房の実施期間)

第22条 冷暖房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて、市長はその期間を伸縮し、又は変更することができる。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで
- (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで

(平23規則27・旧第21条繰下、平24規則3・一部改正)

(運営委員会)

第23条 亀岡市総合福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次に定める事項を審議するものとする。

- (1) 総合福祉センターの運営方針に関すること。
- (2) 総合福祉センターの事業、使用及び普及に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(平23規則27・旧第22条繰下)

(会長及び副会長)

第24条 運営委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(平23規則27・旧第23条繰下)

(専門部会)

第25条 運営委員会の所掌事項のうち、市長が特に必要と認めた事項について能率的かつ効果的に調査、審議するため専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、運営委員会の委員7人以内で組織し、その委員は、会長が運営委員会に諮って指名する。
- 3 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選とする。

(平23規則27・旧第24条繰下)

(部会の所掌事項)

第26条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホームの運営に関する基本的事項についての調査及び審議
- (2) 障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホームの事業計画、実施内容の検討及び普及に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(平23規則27・旧第25条繰下、平24規則15・平26規則20・一部改正)

(会議の招集)

第27条 運営委員会は会長が、専門部会は部会長が、これを招集する。

- 2 運営委員会及び専門部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ専門部会に出席し、指導及び助言を与えることができる。

(平23規則27・旧第26条繰下、平24規則15・一部改正)

(事務局)

第28条 運営委員会及び専門部会の事務局は、亀岡市福祉事務所に置く。

(平23規則27・旧第27条繰下)

(指定管理者による管理)

第29条 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条及び第17条から第22条までの

規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条、第13条、第16条、第17条及び別記第7号様式から別記第9号様式までの様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条、第12条、第16条第1項第1号及び第30条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

(平23規則27・旧第28条繰下・一部改正)

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、総合福祉センターの管理について必要な事項は、市長が別に定める。

(平23規則27・旧第29条繰下)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項を第16条第1項とし、「条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用するとき。 免除」を「登録グループが使用する場合 3割」に改める部分は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用していた者は、第16条第1項第1号（イ）の改正規定にかかわらず、平成27年3月31日までの使用に限り、使用料の減免額を5割とする。

附 則（平成24年規則第3号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式（第8条関係）

亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書				
(申請日) 年 月 日				
(宛先)				
次のとおり利用グループ登録の申請をします。				
グ ル ー プ 名				
代 表 者	氏 名		電 話	
	住 所	(〒)		
登 録 区 分 (いずれかに○印を)	1. コミュニティセンター事業		2. 障害者福祉センター事業	
	3. 中央老人福祉センター事業		4. 働く女性の家事業	
	5. 勤労青少年ホーム事業			
会 員 数		人	会費	円 (年・月)
活 動 内 容				
指 導 者	氏 名		電 話	
	住 所	(〒)		
活 動 希 望 日	毎月・毎週 第 曜日 時から 時まで			
使 用 希 望 施 設				
そ の 他				

第2号様式(第8条関係)

亀岡市総合福祉センター利用グループ登録証	
登 録 区 分	事業
グループの名称	
代 表 者 住 所	
代 表 者 氏 名	
連 絡 先 等	
承 認 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
摘 要	

上記のとおり亀岡市総合福祉センター利用グループとして登録する。

年 月 日



第3号様式(第9条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可申請書					
年 月 日					
(宛先)					
申請者 住所 氏名 (電話)					
次のとおり使用許可の申請をします。					
使 用 日 時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで				
使 用 施 設					
使 用 目 的					
使用予定人員					
使 用 責 任 者 住 所 ・ 氏 名	住所 氏名 連絡先電話				
上記使用許可申請書に基づき許可してよろしいか。					
				日程表処理	受付年月日

第4号様式(第10条関係)

許可番号 第 号 年 月 日	
亀岡市総合福祉センター使用許可書	
様	
印	
次のとおり使用を許可します。	
使用日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
使用施設	
使用目的	
使用予定人員	
使用責任者 住所・氏名	住所 氏名
使用許可条件	
備考	

第5号様式(第14条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認申請書					
年 月 日					
(宛先)					
申請者 住所 氏名 (電話)					
次のとおり使用許可内容の変更承認の申請をします。					
	変 更 前		変 更 後		
使 用 日 時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで		
使 用 施 設					
使 用 目 的					
使用予定人員					
使 用 責 任 者 住 所 ・ 氏 名	住所 氏名 連絡先電話		住所 氏名 連絡先電話		
上記使用許可内容変更承認申請書に基づき承認してよろしいか。					
				日程表処理	受付年月日

第6号様式(第14条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認可否通知書

許可番号 第 号
年 月 日

様

印

次のとおり使用許可内容の変更を承認します。
承認しません。

	変 更 前	変 更 後
使 用 日 時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
使 用 施 設		
使 用 目 的		
使用予定人員		
使用責任者 住所・氏名	住所 氏名	住所 氏名
備 考		

第7号様式(第15条、第17条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可取消届・使用料還付申請書					
年 月 日					
(宛先)					
申請者 住所 氏名 (電話)					
使用を取り消したいので、使用許可書を添えて届け出ます。					
許 可 年 月 日					
許 可 番 号					
取 消 施 設					
取 消 日 時					
取 消 理 由					
次のとおり使用料の還付を請求します。					
請求金額 金 円也 ただし、上記使用料既納分として 振込先口座					
上記のとおり使用許可取消し及び使用料の還付をしてよろしいか。					
				日程表処理	受付年月日

第8号様式(第15条関係)

亀岡市総合福祉センター使用許可取消承認通知書	
年 月 日	
様	
印	
次のとおり使用許可の取消しを承認します。	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
取 消 施 設	
取 消 日 時	
取 消 理 由	
使 用 料 還 付 金 額	

第9号様式(第16条関係)

亀岡市総合福祉センター使用料(目的外使用料)減免申請書 年 月 日 (宛先) 申請者 住所 氏名 (電話) 次の理由により使用料(目的外使用料)の減免を受けたいので申請します。	
理 由	
備 考	

別記第1号様式（第8条関係）

（平26規則20・全改、令3規則14・一部改正）

第2号様式（第8条関係）

（平23規則27・追加）

第3号様式（第9条関係）

（平23規則27・旧別記第1号様式繰下・一部改正、令3規則14・一部改正）

第4号様式（第10条関係）

（平23規則27・旧第2号様式繰下）

第5号様式（第14条関係）

（平23規則27・旧第3号様式繰下・一部改正、令3規則14・一部改正）

第6号様式（第14条関係）

（平23規則27・旧第4号様式繰下）

第7号様式（第15条、第17条関係）

（平23規則27・旧第5号様式繰下・一部改正、令3規則14・一部改正）

第8号様式（第15条関係）

（平23規則27・旧第6号様式繰下）

第9号様式（第16条関係）

（平23規則27・旧第7号様式繰下・一部改正、令3規則14・一部改正）

亀岡市総合福祉センター利用状況

(単位:人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1F	コミュニティホール	17,648	16,722	15,586	8,377	8,855
1F	情報コーナー	0	0	693	56	0※
	会議室	1,826	1,649	1,432	265	267
	集会室	940	782	885	134	91
	訓練室	2,506	2,062	1,969	1,558	1,776
	小計	5,272	4,493	4,979	2,013	2,134
2F	教養娯楽室	1,769	1,490	1,268	955	770
	健康相談室	0	0	0	0	0
	会議室	1,180	842	877	377	370
	録音室	532	568	478	445	524
	団体事務室	2,254	2,190	2,069	1,491	1,681
	ヘルストロン	8,238	6,901	7,364	0	0
	小計	13,973	11,991	12,056	3,268	3,345
3F	会議室	1,835	1,799	1,775	862	777
	談話室	587	329	231	278	170
	相談室	212	246	194	73	117
	託児室	169	141	181	149	93
	講習室	4,008	3,362	2,651	2,195	2,131
	和室	447	452	294	167	104
	料理実習室	2,892	2,851	2,539	1,339	1,419
	屋上庭園	81	0	66	0	0
	小計	10,231	9,180	7,931	5,063	4,811
4F	音楽室	6,042	5,480	4,889	1,203	1,816
	娯楽談話室	193	52	1,313	1,361	1,243※
	団体事務室	1,283	1,144	1,156	371	523
	講習室	4,141	4,048	3,326	2,676	2,294
	集会室	2,149	2,042	1,448	945	892
	軽運動室	7,652	6,667	6,855	5,078	3,960
	小計	21,460	19,433	18,987	11,634	10,728
合計		68,584	61,819	59,539	30,355	29,873
(参考) 利用件数		5,542件	5,205件	5,724件	3,936件	3,836件

※令和元年8月から集計方法を変更しました。

総合福祉センター 稼働率

階	部屋名	区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			実績件数	稼働率	実績件数	稼働率	実績件数	稼働率
1	コミュニティホール	午前	138	47.92%	117	39.93%	123	42.41%
		午後	140	48.61%	141	48.12%	150	51.72%
		夜間	145	59.92%	125	51.44%	121	50.21%
		小計	423	51.71%	383	46.20%	394	47.99%
	会議室	午前	72	25.00%	32	10.92%	43	14.83%
		午後	140	48.61%	40	13.65%	28	9.66%
		夜間	37	15.29%	5	2.06%	5	2.07%
		小計	249	30.44%	77	9.29%	76	9.26%
2	教養娯楽室	午前	25	8.68%	28	9.56%	26	8.97%
		午後	47	16.32%	46	15.70%	30	10.34%
		夜間	51	21.07%	44	18.11%	38	15.77%
		小計	123	15.04%	118	14.23%	94	11.45%
	会議室	午前	77	26.74%	44	15.02%	42	14.48%
		午後	91	31.60%	55	18.77%	55	18.97%
		夜間	25	10.33%	15	6.17%	13	5.39%
		小計	193	23.59%	114	13.75%	110	13.40%
3	会議室	午前	66	22.92%	62	21.16%	51	17.59%
		午後	125	43.40%	86	29.35%	80	27.59%
		夜間	29	11.98%	1	0.41%	3	1.24%
		小計	220	26.89%	149	17.97%	134	16.32%
	講習室	午前	98	34.03%	103	35.15%	88	30.34%
		午後	70	24.31%	77	26.28%	67	23.10%
		夜間	4	1.65%	13	5.35%	28	11.62%
		小計	172	21.03%	193	23.28%	183	22.29%
	和室	午前	14	4.86%	11	3.75%	11	3.79%
		午後	29	10.07%	13	4.44%	10	3.45%
		夜間	11	4.55%	6	2.47%	6	2.49%
		小計	54	6.60%	30	3.62%	27	3.29%
	料理実習室	午前	125	43.40%	87	29.69%	91	31.38%
		午後	60	20.83%	52	17.75%	55	18.97%
		夜間	3	1.24%	1	0.41%	3	1.24%
		小計	188	22.98%	140	16.89%	149	18.15%
4	音楽室	午前	88	30.56%	39	13.31%	57	19.66%
		午後	201	69.79%	120	40.96%	155	53.45%
		夜間	119	49.17%	8	3.29%	32	13.28%
		小計	408	49.88%	167	20.14%	244	29.72%
	講習室	午前	156	54.17%	131	44.71%	121	41.72%
		午後	117	40.63%	90	30.72%	89	30.69%
		夜間	1	0.41%	46	18.93%	38	15.77%
		小計	274	33.50%	267	32.21%	248	30.21%
	集会室	午前	107	37.15%	107	36.52%	112	38.62%
		午後	99	34.38%	62	21.16%	64	22.07%
		夜間	15	6.20%	9	3.70%	15	6.22%
		小計	221	27.02%	178	21.47%	191	23.26%
	軽運動室	午前	280	97.22%	200	68.26%	164	56.55%
		午後	254	88.19%	205	69.97%	176	60.69%
		夜間	96	39.67%	110	45.27%	96	39.83%
		小計	630	77.02%	515	62.12%	436	53.11%
合計		午前	1,246	36.05%	961	27.33%	929	26.70%
		午後	1,373	39.73%	987	28.07%	959	27.56%
		夜間	536	18.46%	383	13.13%	398	13.76%
		総合計	3,155	32.14%	2,331	23.43%	2,286	23.20%

※ 稼働率＝実績件数÷使用可能件数で求めました。

令和元年度(使用可能件数、午前288件、午後288件、夜間242件、合計818件。合計使用可能件数、午前3,456件、午後3,456件、夜間2,904件、合計9,816件)

令和2年度(使用可能件数、午前293件、午後293件、夜間243件、合計829件。合計使用可能件数、午前3,516件、午後3,516件、夜間2,916件、合計9,948件)

令和3年度(使用可能件数、午前290件、午後290件、夜間241件、合計821件。合計使用可能件数、午前3,480件、午後3,480件、夜間2,892件、合計9,852件)

一般利用できる部屋のみ記載します。

総合福祉センター登録グループについて

1 登録認定グループ数について

○登録認定件数 53件（裏面のとおり）

※参考 令和5年1月時点の登録認定件数：53件

上記グループは、令和3年12月6日～12月22日までに令和4年度の認定申請を行ったグループであり、年度の途中でも登録グループ認定の申請は可能。ただし、その場合すでに認定されているグループの活動予定日を活動希望日にすることは不可能。

2 登録認定グループの取り扱い

（1）年間活動日の調整について

認定グループの活動日は、申請時に提出した年間活動希望計画書に基づき確保するが、重複した場合は調整を行う。

（2）使用料の減免

認定グループは、総合福祉センターの使用料を「3割減免」とする。

（3）利用回数について

令和元年度から登録グループ認定の期間を1年としたことに伴い、年間活動希望日を週1回かつ月4回を上限とする。ただし、年度の途中に上限を超えて追加で施設の利用希望申請をする際、一般利用者と利用希望日が重複したときは一般利用者を優先する。

亀岡市総合福祉センター登録認定グループ

登録区分	番号	グループの名称	番号	グループの名称
働く女性の家事業	1	ストレッチ体操サークル	10	ゴスペルサークル「AGUAS!!」
	2	ソーイングサークル ひまわり	11	書道サークルつつじ
	3	ハンドメイドクラブ	12	パッチワークサークル
	4	太極拳サークル「蘇州」	13	にこにこクッキングサークル
	5	くらしの生け花サークル	14	ピンポンサークル「おれんじ」
	6	洋裁サークル「ピンクッション」	15	リフレッシュダンス「ひまわり」
	7	ピンポンサークル「こすもす」	16	女声コーラス「五月会」
	8	ゴスペルサークル「Join&Joy」	17	健康太極拳サークル
	9	フラダンスサークル「アロハ」		
中央老人福祉センター事業	1	みんなの広場	17	ピンポンサークル「金友会」
	2	お茶を楽しむ会	18	パッチワークサークル
	3	書道サークル「楽書会」	19	書をたのしむ会
	4	介護予防体操「すこやかクラブ」	20	カラオケサークルC
	5	生け花サークル	21	篆刻サークル
	6	カラオケサロン	22	亀岡短歌会
	7	パソコンサークル	23	ちぐさ句会
	8	フラダンスサークル「レフア」	24	脳トレ「金曜会」
	9	ピンポンサークル「水仙」	25	楽しいピンポンサークル
	10	俳句サークル亀っ子	26	民謡同好会
	11	コーラスサークル「あさぎり」	27	囲碁講座サークル
	12	カラオケサークルA	28	社交ダンス愛好会
	13	いきいき写真サークル	29	水墨画サークル
	14	ピンポンサークル「木の实」	30	新俳画サークル
	15	カラオケサークルB	31	書道サークル「ききょうの会」
	16	大正琴深幸会		
コミュニティセンター事業	1	亀岡社交ダンスサークル		
	2	亀岡市吹奏楽団		
	3	社交ダンスサークル「もみの木会」		
	4	元気で明るいサロン		
	5	マンドリンクラブ		

令和 4 年 度

事業計画及び収支予算書

公益財団法人 亀岡市福祉事業団

目 次

基本方針 -1-

事業計画 -1-

福祉事業(公益事業1)

施設の管理及び公益目的事業に貸与する事業(公益事業2)

自主事業、施設を公益目的事業以外に貸与する事業など(収益事業)

収支予算 -6-

令和 4 年度 事業計画

I. 基本方針

亀岡市福祉事業団は、公益財団法人として、その設立目的のもと、障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に努めています。

令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間、亀岡市総合福祉センターの指定管理者として亀岡市から指定されました。

より一層適正な施設管理に努めます。また、センターを構成する各施設の事業運営については、亀岡市からの受託事業とともに、法人の自主事業も合わせて充足し魅力ある事業推進を図ります。

公益財団法人として、その設立趣旨に則り、多くの市民のみなさまにご活用いただける環境づくりに努め、利用者の意見等には迅速に対応していきます。

II. 事業計画

1 福祉事業（公益事業 1）

（1）障害者福祉事業（障害者福祉センター）

障害者が住みなれた地域で暮らせる社会、自立と共生の社会を実現するため、『障害者総合支援法』に基づき、障害者の地域における社会参加と自立を総合的に支援するため、派遣事業、人材養成・研修事業や幅広い講座・スポーツ養成・交流事業などを行います。

① 派遣事業

- ・意思疎通支援事業（コミュニケーション支援）

② 人材養成・研修事業

- ・要約筆記奉仕員（者）養成事業
- ・手話奉仕員養成事業
- ・要約筆記者現任研修
- ・手話通訳者現任研修

③ 講座・スポーツ普及・交流事業

- ・手話広場
- ・障がい者生活訓練
- ・難聴者・中途失聴者情報提供
- ・聴覚言語障がい者・盲ろう者情報提供・生活訓練
- ・視覚障がい者情報提供・生活訓練
- ・発達障害・知的障害・精神障害・難病対象別事業（社会参加促進）
- ・市民との交流事業
- ・スポーツクラブの育成
- ・スポーツ教室の開催

④ 指導助言・情報提供その他

- ・全京都障害者総合スポーツ大会 卓球バレー大会参加
- ・丹波自然運動公園 障がい者スポーツ交流大会参加
- ・亀岡市障がい者スポーツミニ交流会参加
- ・京都卓球バレー協会交流大会参加
- ・パンフレット「聴覚障害者に関わるすべてのみなさんへ」配布
- ・職員による常時相談

（２）高齢者福祉事業（中央老人福祉センター）

高齢者が日々の充実した生活を維持し、積極的な社会参加と様々な活動を促進するうえで重要な健康づくりや生きがいつくりの事業を介護予防の要素も交えて実施します。

また、事業を通して、世代間の交流とコミュニケーションを深め、幅広い仲間づくりへの支援も行います。

- ① 生きがいつくり事業
- ② 健康づくり事業
- ③ 相談事業

（３）勤労女性福祉事業（働く女性の家）

男女雇用機会均等法の趣旨に則り、性別にかかわらずその意欲と能力に応じて、多様な生き方が選択・実現できるよう、就労や仕事と子育ての両立支援事業など各種事業を実施します。また、自らが学びを深め、気づき・考え・行動に繋がられるよう参加型を取り入れた事業にも取り組むとともに、多様な生き方を支援する相談事業の充実を図っていきます。

- ① 講座・セミナー・交流事業
 - ・就労支援事業
 - ・両立支援事業
 - ・男女共同参画推進事業
 - ・交流事業（職員主導）
- ② 相談事業
 - ・ＣＲ（コンシャスネス・レイジング）によるグループ相談
 - ・職員による常時相談
 - ・保育士による「子育て相談」
- ③ 託児事業
 - ・６ヶ月から就学前までの乳幼児の無料託児（一部有料）
- ④ 指導助言・情報提供その他
 - ・図書事業（貸し出し、リユース）
 - ・雇用促進情報等の提供
 - ・ホンデリングプロジェクト参加

（４）勤労青少年福祉事業（勤労青少年ホーム）

勤労青少年の自立と社会参加を促進するため、若者のキャリア形成や自己啓発、コミュニケーション力の育成支援など、多様な相談ニーズに応えるよう、相談事業の充実を図るとともに、引き続き関係機関との連携を密にしていきます。

- ①相談事業
 - ・カウンセリング@ホーム（専門相談）
- ②指導助言・情報提供その他
 - ・図書事業（貸し出し、リユース）
 - ・情報資料の提供

(5) その他共通事項

総合福祉センターは5つの施設で構成されていますが、総合的に効率的な事業活用を図るため、引き続き、全体で共通の取り組みを積極的に行っていきます。

- ① 総合福祉センター利用グループの登録促進
- ② 総合福祉センター登録グループへの助言・指導
- ③ 交流事業等の実施
- ④ 広報活動
- ⑤ ガラスケース展示

2 施設の管理及び公益目的事業に貸与する事業（公益事業2）

(1) 施設管理事業

総合福祉センターの指定管理者として、引き続き市民の安全な利用を図るため、施設の点検と必要な修繕を行うとともに、設置者において点検や修繕が必要なものについては、引き続きその実施を要望していきます。

また、法定点検での指摘や、建設から39年が経過しているので修繕箇所や経費が増加傾向にあります。今後大掛かりな修繕も考えられるので、経年劣化の状況や必要経費等を見極めつつ、計画的に改修やメンテナンスを行うため、設置者と協議を重ねていきます。

(2) 施設を公益目的事業に貸与する事業

総合福祉センター条例等に基づき、施設の利用促進に努めます。特に、総合福祉センターを活動拠点とする登録グループは、そのほとんどが公益事業目的（障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年の各福祉事業要件）の利用であり、登録グループの育成、活動支援にも努めていきます。

また、施設利用の利便性を高めるための創意工夫に取り組みます。

3 自主事業、施設を公益目的事業以外に貸与する事業など（収益事業）

（1）自主事業

法人の自主事業としては、主として女性を対象に、次の働く女性の家事業を実施します。

- ・ なつかしの歌声広場（土曜クラス、金曜クラス）
- ・ やさしいヨガ講座
- ・ 身体のメンテナンス体操講座
- ・ 保存食講座（減塩梅干し・白みそ・減塩みそ）
- ・ 着付けステーション（亀岡城下ひなまつり）
- ・ ハートサロン

（2）施設を公益目的事業以外に貸与する事業など

公益目的事業以外の施設貸与については、総合福祉センターの設置目的を踏まえつつ、限られた市内の公共施設として幅広い市民に利用していただけるよう、条例規定の営利目的等を除き柔軟に対応していきます。

公益事業目的に該当しない登録グループについては、総合福祉センター構成施設のコミュニティセンター事業としてその活動の場を提供することとします。

また、利用者の利便を図るため、コピーサービス(有料)や飲料水の自動販売機設置を引き続き行います。

令和4年度 公益財団法人亀岡市福祉事業団 収支予算

<収入の部>

(単位:円)

科目	公益目的事業			収益事業	法人会計	合計
	公1 (福祉事業)	公2 (施設管理)	小計			
基本財産運用収入			0		3,000	3,000
特定資産運用収入			0			0
管理運営受託収入	21,229,713	16,356,896	37,586,609	5,519,391		43,106,000
利用料収入		1,875,877	1,875,877	624,123		2,500,000
受講料収入	463,000		463,000	840,000		1,303,000
市補助金収入	9,494,823	466,934	9,961,757	544,210	10,891,033	21,397,000
雑収入	9,000		9,000	170,000	1,000	180,000
前期繰越収支差額	149,653	531,239	680,892	△ 92,892	405,000	993,000
合計	31,346,189	19,230,946	50,577,135	7,604,832	11,300,033	69,482,000

<支出の部>

(単位:円)

科目	公益目的事業			収益事業	法人会計	合計
	公1 (福祉事業)	公2 (施設管理)	小計			
施設管理事業支出		18,855,771	18,855,771			18,855,771
障害者福祉事業支出	19,080,700		19,080,700			19,080,700
高齢者福祉事業支出	6,288,700		6,288,700			6,288,700
勤労女性福祉事業支出	4,322,089		4,322,089			4,322,089
勤労青少年福祉事業支出	870,700		870,700			870,700
収益事業支出			0	7,480,007		7,480,007
法人管理支出			0		11,159,033	11,159,033
特定資産取得支出	784,000		784,000		141,000	925,000
予備費支出		375,175	375,175	124,825		500,000
合計	31,346,189	19,230,946	50,577,135	7,604,832	11,300,033	69,482,000

議事（２） 亀岡市老人クラブ連合会仮拠点としての利用について

概要

老人クラブ活動を盛り上げるには、中核となる活動拠点（事務所）が必要です。

ついては、活動を活性化するための足掛かりとなる活動拠点を設置したいが、適切な活動拠点を定めるまでの間、仮設の拠点として総合福祉センター内に活動拠点を備え付けたいとの要望がありました。

なお、この資料は、その要望内容に対し、テクニカルな部分について補足することを目的に作成した資料です。

1 審議に付する議事に係る関連情報

（１）拠点の設置について

本施設内における類似例

利用団体	利用場所
亀岡市遺族会	2 F 生活相談室
亀岡市身体障害者福祉協会 亀岡市障害児者を守る協議会	2 F 団体事務室
亀岡ボランティア連絡協議会	4 F 図書室

（２） 要望者（団体）について

ア 名称

亀岡市老人クラブ連合会

イ 団体設置根拠

老人福祉法第10条の3「市町村は老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。」の規定にいうところの、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者に該当しており、これが設置根拠となっています。

ウ 事務所設置要望の根拠

要望書に、この事項に関する記載は見当たりません。

ただし、事務所を本施設に設置することにより亀岡市中央老人福祉センターとしての機能向上や、関係団体等との連絡や交流が促進される面があり、その部分については公共目的の増進に繋がるものと考えます。

(3) 当センターの概要について

ア 用途（条例第5条）

広く市民に対し、ふれあいの施設として施設の貸出等を行うことです（貸館業）。

イ 目的（条例第4条、第5条及び第6条並びに施行規則第2条から第6条）

亀岡市コミュニティーセンター、亀岡市障害者福祉センター、亀岡市中央老人福祉センター、亀岡市働く女性の家及び亀岡市勤労青少年ホーム5施設の拠点で構成されるもので、その活動に供することが目的です。

2 事務局からの参考情報

(1) 法令的判断として可能かどうか

施設の使用は、通常の施設利用及び行政財産の目的外使用の2つの方法がありますが、この案件については、後者の目的外使用許可によるものが適切と思われます。

(2) 目的外使用許可による使用について

市財務規則第183条で「(地方自治)法第238条の4第7項の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度において、市以外の者に、その使用を許可することができる。」とあり、併せて「公益目的のために」「短期間供するとき。」であれば可能とされているところです。

(3) 可能な場合の提供場所

施設の目的に支障を来すことがなく、部屋のサイズ、利用用途、利用目的及び利用頻度を考慮して考えると、2Fの会議室が適当であると考えます。

3 論点整理（審議事項）

(1) 諮問又は聴取したい事項

過去に同様の3つの事例がある本案件については、これまでの事例の取扱いとの整合性の面から、今回に限る特別な理由又は正当な理由がない限り、異なる対応はできないものと考えます。

については、今回、下記の3点について諮問することとします。

ア 今回に限る特別な理由又は正当な理由の有無

イ 目的外使用許可にいう「公益目的」を満たすか否か

ウ 目的外使用許可にいう「短期間供するとき」を満たすか否か